

ロジックモデル

	現状と課題	番号	A 個別施策
病床確保	<p>新興感染症発生・まん延時に必要な病床を確保するためには、平時に県と医療機関の間で医療措置協定を締結することにより、限られた病床を有効に活用し、必要な医療を提供できる体制を整備することが必要</p> <p>(1)入院医療の中核的役割を担う感染症指定医療機関のみでは、急増する感染症患者へ十分に対応できず、入院病床が不足した</p> <p>また、一般の病院が、通常医療を制限してでも病床確保をする必要が生じたが、そうした事態における具体的な対応を想定していなかったため、体制の整備に時間がかかった</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症の重症者の受入れに当たり、一般医療における重症者への医療提供のため、病床の確保や医療従事者の調整に苦慮した</p> <p>イ 特に配慮が必要な患者が受入れについて、対応できる医療機関が限定されており、患者急増時には病床がひっ迫した</p> <p>(2)入院調整について、入院勧告に付随する業務として各保健所が対応していたが、感染症患者が急増する中で、特定の医療機関における医療のひっ迫が想定された</p>	1	<p>(1)感染症患者を入院させる病床の確保</p> <p>ア 発生段階ごとの対応</p> <p>イ 重症者用病床の確保</p> <p>ウ 特に配慮が必要な患者の病床の確保</p> <p>(2)入院調整体制の整備</p>
発熱外来	<p>新興感染症発生・まん延時において、疑い患者等の検査や診療を行う医療提供体制を整備することが必要</p> <p>(1)感染症患者の検査や診療のための感染対策等が十分にできないなどの理由で、対応する医療機関数が不十分であった</p> <p>(2)感染症患者の急増時に入院が必要な疑い患者を救急搬送する際に、受入れ先の調整に苦慮した事例があった</p>	2	<p>(1)疑い患者等の外来診療を行う医療の提供体制の整備</p> <p>(2)救急医療機関における受入体制の整備</p>
自宅療養者等への医療	<p>新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、自宅療養者等に対する医療提供体制を整備することが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新興感染症の患者は入院医療が前提となっており、自宅療養者等に対する医療の提供の仕組みがなかった ・ 自宅や宿泊施設等を療養先としたが、健康観察や、基礎疾患のある者等、重症化リスクが高い患者等について容体の急変等に対応するために、多くの人員を必要とした 	3	<p>(1)自宅療養等に対する医療提供体制の整備</p> <p>(2)高齢者施設等に対する医療支援体制の整備</p>
後方支援	<p>緊急時に対応可能な入院病床を確保するためには、地域の関係機関間で役割分担を行うことが重要であり、病床確保等を行う協定締結医療機関を後方支援することにより、協定締結医療機関が新興感染症患者に効率的に対応できる体制を整備することが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院患者の転院や後方施設での受入れが試行されたが、多様な要因により、必ずしもスムーズに行なわれなかった ・ 転出側においては、患者・病院スタッフ等の理解を得ることが困難だった。受入れ側においては、院内感染のリスクや風評被害の懸念等があった ・ 重症患者の入院日数が長期化したことも、医療機関の病床ひっ迫の一因とされた 	4	<p>後方支援を行う医療の提供体制の整備</p>
人材派遣関係	<p>新興感染症が急激に拡大した場合や施設内等でクラスターが発生した場合に備え、新興感染症に対応する医療従事者をあらかじめ確保し、医療機関その他の機関に派遣することが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の医療人材派遣について、感染症危機を想定した制度は存在しなかった ・ 医療機関や施設内でのクラスター発生や、医療従事者の感染等により、一部の医療機関等で人員等に不足が生じ、医療従事者に過剰な負担が生じることがあった ・ 高齢者施設等の施設内における適切な感染症対策を行うことができず、クラスターの規模が拡大したり、長期化したりする事例があった 	5	<p>医療人材派遣の体制の整備</p>

番号 B 目標

番号 C 最終目標

1	目標値	流行初期及び流行初期以降に感染症患者を入院させる病床を確保する。
		協定締結医療機関(入院)における確保可能病床数
		(内数)重症者に対応する病床数
		(内数)精神疾患を有する患者に対応する病床数
		(内数)妊産婦に対応する病床数
		(内数)小児に対応する病床数 (内数)透析患者に対応する病床数
2	目標値	流行初期及び流行初期以降に疑い患者等の外来診療を行う医療の提供体制を確保する。
		協定締結医療機関(発熱外来)の機関数
3	目標値	自宅療養者等に対する医療の提供体制を確保する。
		協定締結医療機関(自宅療養者等への医療を提供する医療機関)の機関数
		(内数)病院・診療所の数
		(内数)訪問看護事業所の数 (内数)薬局の数
4	目標値	後方支援を行う医療の提供体制を確保する。
		協定締結医療機関(後方支援)の機関数
5	目標値	医療人材派遣に体制を確保する。
		他の入院医療機関等に一定期間派遣可能な人数 感染制御等を支援するための高齢者施設等へ派遣可能な人数

1	新興感染症発生・まん延時においても、県民が適切な医療を受けられる。
---	-----------------------------------